

高等学校等就学支援金の案内

所得制限が撤廃されたことにより、申請をすれば
就学支援金の支給を受けることができます！

令和8年度から所得制限が撤廃されたことにより、就学支援金対象校に在籍し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦に該当する生徒については、**どのご家庭でも支給を受けることが可能となりました。**

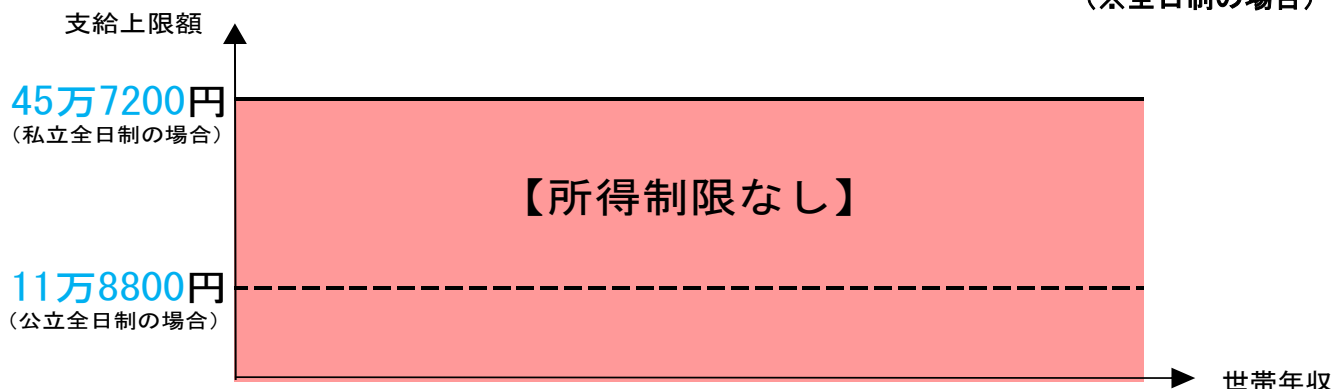
- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

<支給限度額>

私立高校：年額457,200円

公立高校：年額118,800円

(※全日制の場合)



※一部外国籍の方については、在留資格や所得確認が必要です。

また、就学支援金制度が対象外となった一部外国籍の方でも、別の授業料支援制度（高校生等・新修学支援）がありますので、申請については、在籍している学校にお問い合わせください。

<支給を受けるためには>

本支援金の支給を希望される方は、

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）

での申請が必要です。

※e-Shienへのアクセスには、
QRコードの読み取りが便利です。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

※ログインの際には

学校側から発行されるID・PWが必要となります。

↳ID・PWは3年間同じものを使用いたします。

在校生の方で、紛失または不明となった場合は、

学校側へお問い合わせください。

令和7年度までとの制度の違いは裏面へ➡

< 令和7年度までとの制度の違いについて >

令和7年度までとの制度の違いをまとめたものは以下の通りとなります。

新入生・転校生の場合	令和7年度まで	令和8年度以降
支給限度額（年額） ※全日制の場合	私立：最大396,000円 公立：118,800円	私立：最大457,200円 公立：118,800円
所得制限	あり	なし
保護者情報提出 ※収入状況確認	あり	なし
申請タイミング	認定申請：4月 継続届出：7月	認定申請：4月のみ

在校生の場合	令和7年度まで	令和8年度以降
支給限度額（年額） ※全日制の場合	私立：最大396,000円 公立：118,800円	私立：最大457,200円 公立：118,800円
所得制限	あり	なし
保護者情報提出 ※収入状況確認	あり	なし
申請タイミング	継続届出：7月	在校生受給資格確認 ：4月のみ

- ※「**在校生受給資格確認**」は、日本国籍の方で過去に申請した情報から変更がない場合は、情報確認のみで申請が完了となります。
- ※在校生の方で、これまで支給を受けていなかった方は、新入生や転校生などと同様に新規での認定申請が必要です。
- ※令和8年度からマイナポータルなどを利用した収入状況の届出は不要です。
- ※そのほかご不明点がある際は、在籍されている学校へお問い合わせください。

※申請の開始時期については、学校からのお知らせをお待ち下さい。

熊本県では就学支援金制度に関して、
申請者様のお問い合わせ先としてヘルプデスクを設置しております。
何かございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

<ヘルプデスク問い合わせ先>

熊本県就学支援金オンライン申請ヘルプデスク

TEL 0120-686-264

開設時間（4月） 9時～21時（土日祝日含む）

（5月） 9時～18時（平日のみ）※5月は15日（金）までの設置